

藤枝市不適切保育防止ガイドライン

〈初版〉 令和 6 年 1 2 月



藤枝市
Fujieda City

目 次

はじめに	1
1. ガイドラインの位置づけ	2
(1) ガイドラインの目的と適用範囲	2
(2) 関連法令	2
2. 不適切保育とは	5
(1) 虐待等と疑われる事案	5
(2) 人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり	7
3. 不適切保育の未然防止	10
(1) 不適切保育が生じる背景	10
(2) 保育施設等が取り組むこと	10
(3) 市が取り組むこと	11
4. 不適切保育の対応策	12
(1) 保育所施設等による不適切保育の早期発見	12
(2) 市の相談窓口設置	12

参考文献等

- ・「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」こども家庭庁（令和5年5月）
- ・「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト ～「子どもを尊重する保育」のために～ 全国保育士会（平成29年3月）

はじめに

こども^{※1}の人権・人格の尊重は児童福祉の本来的な理念であり、児童福祉法ではこどもが権利の主体であり、こどもの最善の利益が優先されることが明記されています。

本市においては、こどもたちが安全に、かつ、安心して健やかに育つまち及びこどもにやさしいまちの実現に寄与することを目的として令和6年4月に施行した「藤枝市こども基本条例」においても、全てのこどもが権利の主体として尊重され、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」が保障されなければならないことを定めています。また、令和2年3月に策定した「第2期藤枝市こども・子育て支援事業計画」に幼児教育・保育環境における「質」の向上を位置付け、不適切な保育^{※2}が生じる背景を踏まえた上で、こどもの人権・人格を尊重する意識の共有や日々の保育の振り返りなどにより、保育施設等の職員一人一人が、お互いに高い人権意識を磨き合うことを推進しています。

一方で、近年、保育施設等における不適切な保育に関する事案が相次いで報道され、社会的な問題となっています。その結果、これまでは、特段問題と認識されていなかった行為や言動でも、より高度な配慮が求められるようになりました。

そこで、この度、市内保育施設等を対象に、保育の質の向上及び不適切な保育の未然防止を促進するための研修やワークショップを通じて、保育者の皆様からいただいた意見や考えを反映させた「藤枝市不適切保育防止ガイドライン」を策定することとしました。

本ガイドラインをきっかけに、これまで以上に、一人一人のこどもの人権・人格や最善の利益を優先した保育や教育が実践され、保育施設等における不適切な保育の未然防止はもとより、幼児教育・保育環境のさらなる質の向上やこどもの健やかな育ちにつながる取組が全市的に進められていくことを期待します。

※1 本ガイドライン上では、法令等に根拠がある場合は「子ども」、それ以外の場合は「こども」と表記する。

※2 本ガイドライン上では、P5（1）における「虐待等と疑われる事案」を「不適切な保育」と表記する。

1. ガイドラインの位置づけ

(1) ガイドラインの目的と適用範囲

本ガイドラインは、藤枝市及び保育施設等が連携し、不適切な保育を防止するための指針を提供するものです。

児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）第 33 条の 11 には、「施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。」と定められています。また、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 9 条の 2 においては、「児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。」との不適切な保育や虐待を禁止する旨の規定が定められています。さらに、保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）第 1 章総則 1 保育所保育に関する基本原則（5）保育所の社会的責任には、「保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。」と示されています。

本市では、上記の法令の他、その他関連法令を遵守し、保育における不適切な行為を未然に防ぎ、こどもの権利を尊重し、安全・安心な保育環境を整えることを目指します。

本ガイドラインは、市内のすべての保育施設等及び関係者に適用されます。保育者、管理者、保護者及びその他の関係者が本ガイドラインを理解し、実践することで、不適切な保育の防止に努めることを求めます。

(2) 関連法令

①子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

「子どもの権利条約」は、世界中のこどもたちの権利を定めた国際条約です。1989 年に国連で採択され、1994 年に日本も批准しました。この条約では、すべてのこどもが生まれながらに持つ権利を認めています。日本でもこの権利条約に基づき、こども基本法が制定されました。

こどもの権利を大切にする保育とは、こどもを単なる保護の対象としてではなく、権利を持つ主体として尊重し、安全な環境の下で健やかな成長を支援することです。保育者は、「子どもの権利条約」の精神に基づき、こどもの権利を尊重し守る努力を続けることが重要です。

表 1. 「子どもの権利条約」の 4 つの原則

4 つの原則	概要
差別の禁止 (2 条)	すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。 保育施設等では、特別なニーズを持つこどもや少数派のこどもに対して適切なサポー

	トと配慮を行うことが求められます。
こどもの最善の利益 (3条)	こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。 保育施設等では、大人の都合や大人の願いが優先されることなく、こどもの最善の利益を常に考え、こども一人ひとりの願いを理解し、こどもたちの心身の発達のニーズに応えていくことが求められます。
生命、生存及び発達に対する権利(6条)	すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。 保育施設等では、安全な環境を提供し、保育者はこどもたちの身体的健康だけでなく、精神的健康にも注意を払い、不安を軽減するためのサポートも行うことが求められます。
こどもの意見表明権 (12条)	こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。 保育施設等では、赤ちゃんも、障がいのある子、何らかのトラブルをおこしたこどもなど、すべてのこどもの声に耳をすませ、日々の活動に関してこどもの意見を取り入れるなど、保育実践に適切に反映する努力が求められます。

(参考) 公益財団法人 日本ユニセフ協会「こどもの権利条約」

②藤枝市こども基本条例

藤枝市では、令和6年4月1日に「藤枝市こども基本条例」を施行しました。この条例は、「こどもにやさしいまちづくりの推進」を柱に、「こども本位」として尊厳を守り、すべてのこどもを尊重し、こどもの権利や、保護者、市、学校等、地域住民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、こどもに関する施策の基本となる事項等を定めています。

表2. 「藤枝市こども基本条例」で定める、こどもにとって大切な4つの権利

4つの権利	概要
安心して健康に生きる権利	命が守られ尊重されることをはじめ、差別や虐待、いじめなどを受けず、健康に生きることができる権利が保障されています。
個性が尊重され自分らしく生きる権利	自分の存在や個性が尊重され、自分の考えを自由に表現することや、自分らしく生きることができる権利が保障されています。
自ら守り、守られ、育まれる権利	学びや遊びに加え、時には心身ともに休息することができます。また、悩みや困ったことを相談し、必要な支援を受けることができる権利が保障されています。
社会に参加する権利	社会に参加するため、必要な情報を得るための支援を受けられるとともに、自分の意見を伝えることや、自由に仲間をつくる権利が保障されています。

③その他関連法令

表 3. その他関連法令

関連法令等	不適切保育の防止に関連する条文や内容
こども基本法	第一章 総則（基本理念）第三条第一号 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。同条第二号 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法 の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。 同条第三号 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。 同条第四号 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
児童福祉法	第 33 条の 10（被措置児童等虐待の定義） 第一号 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 同条第二号 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。 同条第三号 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、（中略）その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。 同条第四号 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 第 33 条の 11（施設職員等の禁止行為） 施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。
こども・子育て支援法	第 58 条の 3 第 2 項（特定子ども・子育て支援提供者の責務） 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律及びこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。
障害者虐待防止法	第 30 条（保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等） 保育所等の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。
保育所保育指針	第 1 章 総則 1 保育所保育に関する基本原則 （3）保育の方法 ア 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。 （5）保育所の社会的責任 ア 保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領	第1章 総則 第2 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等 2 指導計画の作成と園児の理解に基づいた評価 (3) 指導計画の作成上の留意事項 ク 園児の主體的な活動を促すためには、保育教諭等が多様な関わりをもつことが重要であることを踏まえ、保育教諭等は、理解者、共同作業者など様々な役割を果たし、園児の情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう、活動の場面に応じて、園児の人権や園児一人一人の個人差等に配慮した適切な指導を行うようにすること。
幼稚園教育要領	第1章総則 第1 幼稚園教育の基本 3 幼児の発達とは、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。
藤枝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	第26条（虐待等の禁止） 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
藤枝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	第14条（虐待等の禁止） 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

2. 不適切な保育とは

（1）虐待等と疑われる事案

「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」（令和5年5月こども家庭庁）において、「不適切な保育」は「虐待等と疑われる事案」と捉えなおされました。保育所等における虐待とは、保育所等の職員が行う次のいずれかに該当する行為であり、また、下記に示す行為のほか保育所等に通うこどもの心身に有害な影響を与える行為である「その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為」を含め、虐待等と定義されています。

保育における虐待等の具体例は以下の通りです。虐待等はこどもの健全な育成と発達に大きな影響を与える可能性があります。保育施設等では適切な保育方法と保育環境を守ることが求められています。

表4. 虐待等の定義

行為類型	概要
①身体的虐待	保育所等に通うこどもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 (具体例) ・首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯 をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、ご飯を押し込む、食事を与えない、戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為及び意図的にこどもを病気にさせる行為 ・打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損 傷、刺傷など外見的に明らかな傷害を生じさせる行為 など
②性的虐待	保育所等に通うこどもにわいせつな行為をすること又は保育所等に通うこどもをしてわいせつな行為をさせること。 (具体例) ・下着のままで放置する ・必要の無い場面で裸や下着の状態にする ・こどもの性器を触るまたはこどもに性器を触らせる性的行為（教唆を 含む） ・性器を見せる ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる） ・こどもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆を行う ・ ポルノグラフィーの被写体などを強要する又はポルノグラフィーを見せるなど
③ネグレクト	保育所等に通うこどもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、当該保育所等に通う他のこどもによる①②又は④までに掲げる行為の放置その他の保育所等の職員としての業務を著しく怠ること。 (具体例) ・こどもの健康・安全への配慮を怠っているなど。例えば、体調を崩しているこどもに必要な看護等を行わない、こどもを故意に車の中に放置するなど ・こどもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など） ・おむつを替えない、汚れている服を替えないなど長時間ひどく不潔なままにするなど ・泣き続けるこどもに長時間関わらず放置する ・視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらず保育を行う ・適切な食事を与えない ・別室などに閉じ込める、部屋の外に締め出す

	・虐待等を行う他の保育士・保育教諭などの第三者、他のこどもによる身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する ・他の職員等がこどもに対し不適切な指導を行っている状況を放置する ・その他職務上の義務を著しく怠ること など
④心理的虐待	保育所等に通うこどもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の保育所等に通うこどもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 (具体例) ・ことばや態度による脅かし、脅迫を行うなど ・他のこどもとは著しく差別的な扱いをする ・こどもを無視したり、拒否的な態度を示したりするなど ・こどもの心を傷つけることを繰り返し言うなど（例えば、日常的にからかう、「バカ」「あほ」など侮蔑的なことを言う、こどもの失敗を執拗に責めるなど） ・こどもの自尊心を傷つけるような言動を行うなど（例えば、食べこぼしなどを嘲笑する、「どうしてこんなことができないの」などと言う、こどもの大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てるなど） ・他のこどもと接触させないなどの孤立的な扱いを行う ・感情のままに、大声で指示したり、叱責したりする など

(参考) こども家庭庁(令和5年)「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」

(2) 人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり

「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」(令和3年3月株式会社キャンサースキャン)では、不適切な保育は、「保育所での保育士等による子どもへの関わりについて、保育所保育指針に示す子どもの人権・人格の尊重の観点に照らし、改善を要すると判断される行為」であるとしています。また、全国保育士会の「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト～「子どもを尊重する保育」のために～」を参考に、人権擁護の観点から「『良くない』と考えられるかかわり」として、以下の5つのカテゴリーを不適切な保育の具体的な行為類型として示しています。

ただし、こども家庭庁のガイドラインにおいては、保育士会チェックリストの5つのカテゴリーに示される具体的なかかわりの中には、不適切な保育とまではいえないものも含まれているとし、必ずしも当該カテゴリーと不適切な保育とが同義なものであるとは解さないとしています。

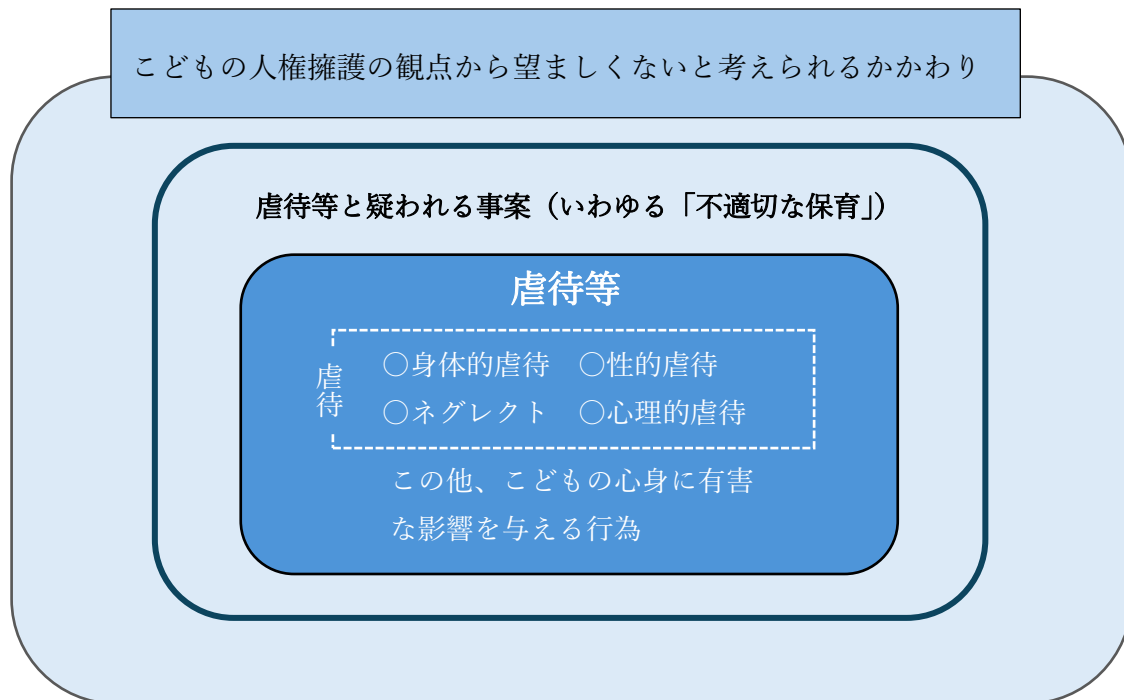
しかしながら、「人権擁護の観点から望ましくないと考えられる関わり」が繰り返されるうちに問題が深刻化し、不適切な保育や虐待等につながる考えられます。人権擁護の観点から「望ましい」と考えられるかかわりができるように、保育所施設等において常に保育の振り返りを行っていくことが不適切な保育の防止にもつながります。

表5. 人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり

行為類型	概要
①子ども一人ひとりの人格を尊重しないかかわり	(例) 子どもが、友だちをたたく等、良くないことをした際に、執拗に責めるような言葉がけをする。 苦手なことを渋っている子に、「早くやって。できないなら後ろに行って。」と言ったり、他者と比較したりなど、否定的な言葉がけをする。など
②物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉がけ	(例) 言葉がけを聞かない子どもに「〇〇しないなら〇〇できないからね」と言葉をかける。 どなったり、「〇〇しなさい」との言葉や子どもが怖がるもの（鬼等）を使ったりして、子どもを保育者の思いどおりに動かそうとする。など
③罰を与える・乱暴なかかわり	(例) 並ぶときなどに、子どもの自発的行動を待てず、腕を掴んで引っ張る。 保育者が子どもに注意をしたが、言うことを聞かなかった子どもに対し、廊下に立たせる、散歩に行く際に置いて行こうとするなどの罰を与える。など
④一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかかわり	(例) 登園が遅い、服が汚れている、お風呂に入っていない、提出物の遅れ等の際に、子どもに「また〇〇君のお母さん忘れたの。いつも忘れて困るね。」や「昨日お風呂に入れてもらわなかったの。」など否定的な言葉がけをする。など
⑤差別的なかかわり	(例) いつまでも泣いている男の子に、「男の子だからいつまでも泣かない」や、乱暴な言葉使いをする女の子に「女の子だからそんな言葉を使ったらいけない」と注意する。など

(参考) 全国保育士会「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト～「子どもを尊重する保育」のために～

「虐待等」と「虐待等と疑われる事案（不適切な保育）」の概念図



（参考）こども家庭庁（令和５年）「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」

3. 不適切な保育の未然防止

(1) 不適切な保育が生じる背景

不適切な保育が生じる背景としては、保育士等がこどもの人権について正しく理解できておらず、どのようなこどもへの関わり方が適切なのか十分に理解していないことによる「保育士等一人ひとりの人権意識の問題」と、施設における職員体制や労働環境等が十分でないなど、適切でない保育を誘発する状況による「職場環境の問題」があると考えられます。

① 保育士等一人ひとりの人権意識の問題

保育士等のこどもの人権や人格尊重に関する理解が十分でなければ、本人が問題ないと捉えているこどもへの関わりが、不適切な保育に該当することが起こりえます。また、これまで保育施設等で長年行ってきた保育方法であっても、こどもの権利や最善の利益の尊重の定着や、様々な新しい法令等の整備により、見直しが求められるようになっているものもあります。

保育士等は、これまでの経験や自身の考えに頼り過ぎず、こどもとの関わり方が適切なものであるか、こどもの最善の利益が尊重されているか、こどもの権利や各種法令等についての学びを深め、それらに基づいた振り返りを行っていく必要があります。

② 職場環境の問題

保育士等による不適切なこどもへの関わりが生じる背景としては、その行為を誘発する状況や、そうした行為が改善されにくい状況等、職場環境の問題も大きいと考えられます。

保育施設等は、こどもに保育を提供するとともに、保護者に対する子育て支援を担いますが、こどもや家庭が求めるニーズは多様化、複雑化しており、保育士等がこどもや保護者一人ひとりに丁寧に向き合い、対応するための十分な時間が確保できない状況も生じやすくなっています。

また、職場において保育士等の間で日々の保育の振り返りを行う機会などを定期的に持っていれば、不適切な関わり方の未然防止が可能となるほか、不適切な関わりに陥っていたとしても早い段階での改善が期待できますが、そうした機会がない場合、保育士等同士の気づきが促されないなどの弊害が考えられます。

保育士等が心の余裕をもち、職員同士が活発にコミュニケーションを取れる、働きやすい職場づくりが重要です。

(2) 保育施設等が取り組むこと

保育施設等における不適切な保育や虐待等の未然防止にあたっては、以下のことを各保育施設等で取り組むことが求められます。

① 各職員や施設単位で、日々の保育実践における振り返りを行うこと

日々の保育実践の振り返りにあたっては、常に「こどもにとってどうなのか」という視点から考えていくことが何より大切です。こうした振り返りを充実させていくためには、保育士等の自身による振り返りとともに、職員同士による振り返りも必要となります。

また、不適切な保育の中には、保育士等の本人はこどものために良かれと思った行為と捉えているため、その行為がこどもの権利を侵害する、もしくは侵害したという重大さに気づいていない等の状況も考えられます。こうしたことを防ぐためには、同僚からの意見やアドバイスを重要となり、職員同士による振り返りの場や、話し合いの場を定期的に持つことが求められます。

② 職員同士がこどもの人権・人格を尊重する意識を共有すること

職員一人ひとりが、こどもの人権や人格尊重に関する理解を十分に深めた上で、こどもの人権・人格を尊重する保育や、不適切な保育とはどのようなことかについて、職員間で意識を共有することが重要です。こどもの権利を尊重する保育を行う意識を職員間で共有することは、保育士等一人ひとりの責務であると同時に、施設長及びリーダー層の責任において、そうした意識を徹底することが求められます。

③ こどもの人権を尊重する保育についての教育・研修を行うこと

施設長及びリーダー層は、こどもの人権や不適切な保育に関して、施設内での研修を実施することや施設外での研修に職員を参加させることなど、職員に対して学びの機会を設ける必要があります。また、日々の保育について、定期的に振り返る機会を確保し、こどもに対する接し方が適切であったか、より望ましい対応はあったのか等について、職員同士で率直に話すことができる場をつくることが重要です。

④ 働きやすい職場づくりの整備を行うこと

施設での保育士等による話し合いの場を定期的に持つことが求められるため、施設長などの管理責任者はこうした機会の確保と同時に、互いの保育について率直に意見が伝え合える職場内の人間関係の構築や相談がしやすい職場環境づくり等の対応が求められます。

また、保育士等がストレスを抱えこまなような労働環境の改善を含めて、保育士等が余裕を持ってこどもと向き合うことができ、不適切な保育が生じないような職員体制の整備を行うなど、保育士等が働きやすい職場をつくる必要があります。

(3) 市が取り組むこと

- ① 保育所保育指針等の関係法令を踏まえ、こどもの最善の利益を考慮した適切な保育に

ついでに考え方を本ガイドラインや各種通知をもって示します。

- ② 各保育施設等において適切な保育が実現されているか、またそのための体制が整っているかについて、監査や日常的な現場訪問を通じた助言・指導を行います。
- ③ こどもの最善の利益を優先した適切な保育を行うため、研修の実施や、本ガイドラインをわかりやすく発信するためのツールの作成を行います。
- ④ 「保育士・幼稚園教諭の働きやすい職場づくりのための手引書」等を通して、各保育施設等で実践している働きやすい職場づくりに向けた先駆的な取組の共有や周知を行います。

4. 不適切な保育の対応策

(1) 保育施設等による不適切な保育の早期発見

日々の保育実践の振り返りを行ってもなお、こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわりの改善が見られない場合や不適切な保育と疑われるような事案を把握した場合には、保育施設等の会議の場などで共有し、本ガイドライン上における不適切な保育に該当するか否かを、保育施設等として確認する必要があります。なお、保育施設等として、不適切な保育に該当しないと確認することに迷いが生じた場合やリーダー層の間でも判断が分かれた場合には、積極的に市に情報提供や相談を行ってください。

(2) 市の相談窓口設置

市では不適切な保育の疑いがある場合に迅速に対応するための通報と相談窓口を設置しています。匿名での通報も可能にし、通報者の安全を確保します。通報後の対応プロセスは以下の通りとし、迅速かつ適切に対応します。問題解決後もフォローアップを行い、再発防止に努めます。

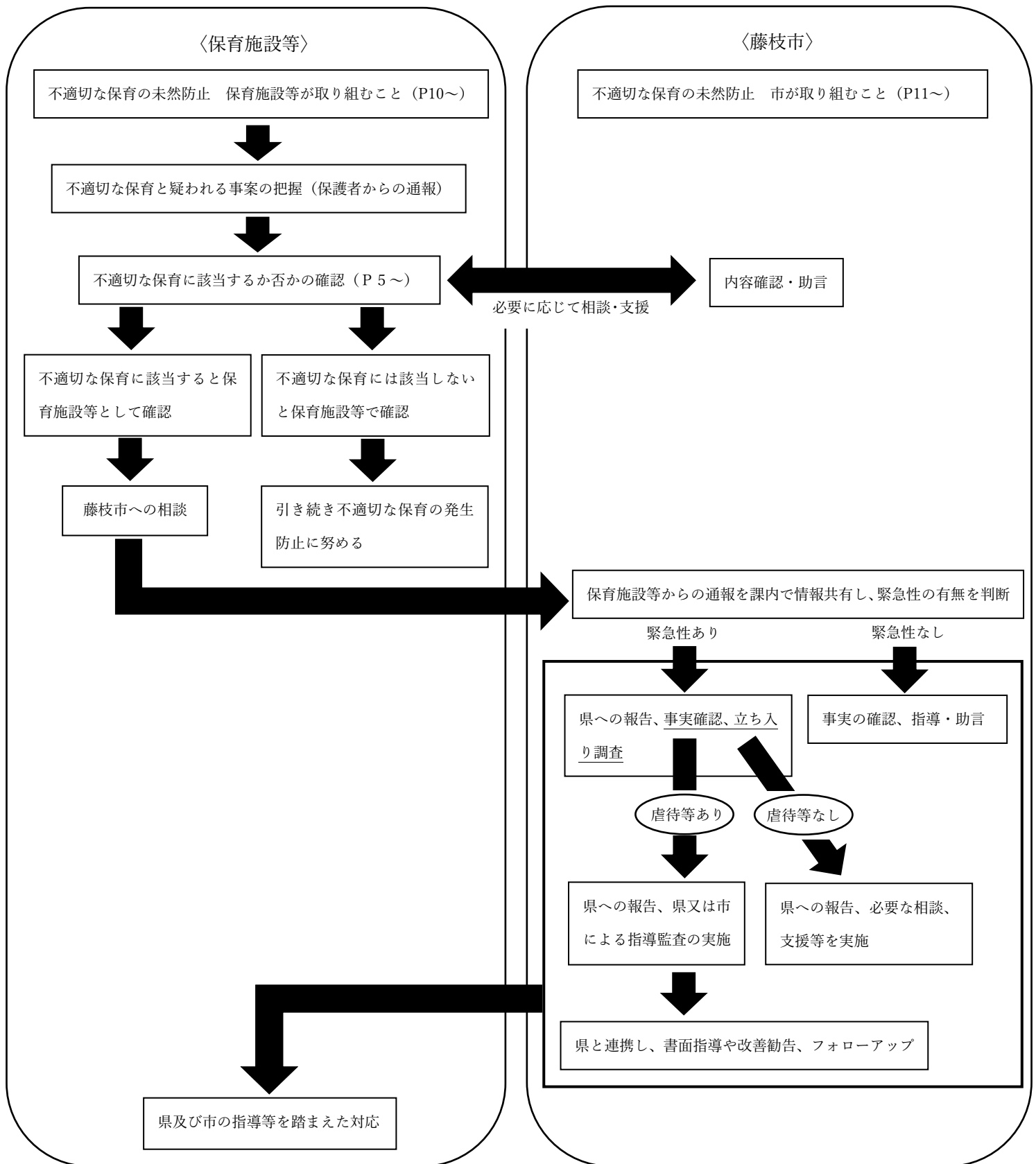
＜相談窓口＞

藤枝市こども未来応援局健康福祉部 こども課 子育て政策係

電話：054-643-3246 月曜日から金曜日（祝休日、年末年始を除く）午前8時30分から午後5時15分まで

メール：jido@city.fujieda.lg.jp

不適切な保育発生時のフローチャート



不適切な保育に関わる通報等の受付

受付日	年 月 日（ ）	時間	
方法	電話 ・ メール ・ 窓口 ・ 他（ ）		
件名			
受付者			
相談者名前		続柄	
住所		TEL	
園名		園児名	年齢
内容	いつ・どこで		
緊急性	あり ・ なし		
虐待等の疑い	あり ・ なし		
	身体的虐待 ・ 性的虐待 ・ ネグレクト ・ 心理的虐待		
情報提供報告	県（なし ・ あり 月 日） 市組織（なし ・ あり 月 日）		
事実確認日	月 日（ ） 時間 ：		
園訪問者			
確認内容			
虐待	なし ・ あり（ ）		
指導内容			
情報提供報告	県（なし ・ あり 月 日） 市組織（なし ・ あり 月 日） 国（なし ・ あり 月 日）		

保育所等における、職員による子どもに対する虐待行為について

行為類型	具体例	チェック
① 身体的虐待	保育所等に通う子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ・ 首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、ご飯を押し込む、食事を与えない、戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為及び意図的に子どもを病気にさせる行為 ・ 打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷など外見的に明らかな傷害を生じさせる行為 など	
② 性的虐待	保育所等に通う子どもにわいせつな行為をすること又は保育所等に通う子どもをしてわいせつな行為をさせること。 ・ 下着のままで放置する ・ 必要の無い場面で裸や下着の状態にする ・ 子どもの性器を触るまたは子どもに性器を触らせる性的行為（教唆を含む） ・ 性器を見せる ・ 本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる） ・ 子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆を行う ・ ポルノグラフィーの被写体などを強要する又はポルノグラフィーを見せる など	
③ ネグレクト	保育所等に通う子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、当該保育所等に通う他の子どもによる①②又は④までに掲げる行為の放置その他の保育所等の職員としての業務を著しく怠ること。 ・ 子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。例えば、体調を崩している子どもに必要な看護等を行わない、子どもを故意に車の中に放置するなど ・ 子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など） ・ おむつを替えない、汚れている服を替えないなど長時間ひどく不潔なままにするなど ・ 泣き続ける子どもに長時間関わらず放置する ・ 視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらず保育を行う ・ 適切な食事を与えない ・ 別室などに閉じ込める、部屋の外に締め出す ・ 虐待等を行う他の保育士・保育教諭などの第三者、他の子どもによる身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する ・ 他の職員等が子どもに対し不適切な指導を行っている状況を放置する ・ その他職務上の義務を著しく怠ること など	
④ 心理的虐待	保育所等に通う子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の保育所等に通う子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 ・ ことばや態度による脅かし、脅迫を行うなど ・ 他の子どもとは著しく差別的な扱いをする ・ 子どもを無視したり、拒否的な態度を示したりするなど ・ 子どもの心を傷つけることを繰り返し言うなど（例えば、日常的にからかう、「バカ」「あほ」など侮蔑的なことを言う、子どもの失敗を執拗に責めるなど） ・ 子どもの自尊心を傷つけるような言動を行うなど（例えば、食べこぼしなどを嘲笑する、「どうしてこんなことができないの」などと言う、子どもの大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てるなど） ・ 他の子どもと接触させないなどの孤立的な扱いを行う ・ 感情のままに、大声で指示したり、叱責したりする など	

作成：藤枝市健康福祉部こども未来応援局 こども課

監修：大阪青山大学 健康科学部こども教育学科 准教授 黒澤祐介